

## 介護施設等の新規整備を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備（新規）

「介護離職ゼロ」の実現に向けた受け皿整備量拡大と老朽化した特養等の広域型施設の修繕を同時に進めるため、  
**介護施設等の新規整備を条件に行う、定員30人以上の広域型施設の大規模修繕（おおむね10年以上経過した施設の一部改修や付帯設備の改造等）・耐震化について補助する。**

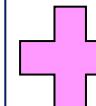
(新規整備する介護施設等)

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- 認知症高齢者グループホーム
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

※ いずれも定員規模及び助成を受けているかは問わない。

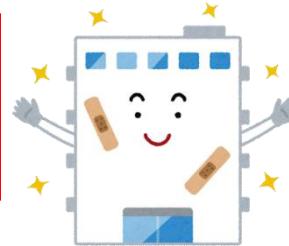
(大規模修繕・耐震化する広域型施設)

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- ケアハウス



(最大補助単価)

1 定員あたり  
123万円  
~~1,128万円~~



(補助要件等)

- 1の介護施設等の新規整備につき、1の広域型施設の大規模修繕・耐震化が対象。
- 新規整備する介護施設等と大規模修繕・耐震化する施設の場所は、同一敷地内や近隣に限定されない。
- 介護施設等の新規整備と広域型施設の大規模修繕・耐震化の整備主体は同一法人であること。
- 都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の新規整備と広域型施設の大規模修繕・耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めること。実施順序は問わないが、いずれも令和5年度中に着工すること。
- 令和5年度までの実施。

# 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入支援（拡充）

介護現場の生産性向上を推進するため、**介護施設等の大規模修繕（おおむね10年以上経過した施設の一部改修や付帯設備の改造）の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入を補助対象に追加する。**

## （現行の開設準備経費の補助対象時点）

- 開設時
- 増床時
- 再開設時（改築時）

※現行の開設準備経費の補助対象  
・施設開設時の設備整備  
・人材募集・研修に係る経費 等

## （開設時等の開設準備経費の最大補助単価）

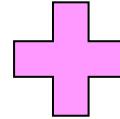
特養、老健、認知症グループホーム、介護付きホームの例：  
1定員あたり ~~83.9万円~~

## （補助要件等）

- 補助対象経費は、介護従事者の確保分における「介護ロボット導入支援事業」及び「ＩＣＴ導入支援事業」において対象となっている機器等を導入するために必要な経費。  
(なお、介護ロボット・ＩＣＴ以外の設備整備、人材募集・研修に係る経費等は対象外。)
- 「介護施設等の新規整備を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備」と併せた補助実施も可能。
- 令和5年度までの実施。

## （拡大後の開設準備経費の補助対象時点）

- 開設時
- 増床時
- 再開設時（改築時）



## ● 大規模修繕時

## （大規模修繕時の開設準備経費の最大補助単価）

特養、老健、認知症グループホーム、介護付きホームの例：  
1定員あたり ~~42万円~~

45.8万円

＜例①：天井の内装改修や電気設備改造と見守りセンサー及びWi-Fi環境整備＞



＜例②：給排水設備の改修工事とロボット技術を用いた設置位置を調節可能なトイレ整備＞



＜例③：浴室の改修工事とロボット技術を用いた浴槽の出入り動作の支援機器整備＞



## 特養併設のショートステイ多床室のプライバシー保護改修支援（拡充）

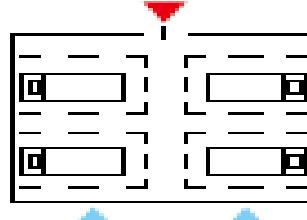
居住環境の質を向上させるために行う**多床室のプライバシー保護のための改修について**、これまでの特別養護老人ホームに加えて、**併設されるショートステイ用居室を補助対象に追加する。**

### （現行の補助対象施設）

- 特別養護老人ホーム

※ 定員規模は問わない。

カーテン等で仕切られているタイプ。個人の領域は明示されるが、他者の視線や音などのコントロールはできない。



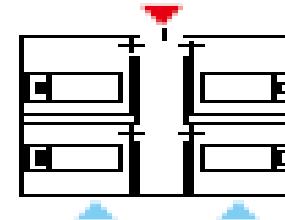
### （拡大後の補助対象施設）

- 特別養護老人ホーム

### 及び併設されるショートステイ用居室

※ いずれも定員規模は問わない。

天井まで達しない壁で仕切られているタイプ。



### （補助要件等）

- 改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認める。
- 1人当たりの面積基準は設けないが、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たすこと。
- 既に特養のプライバシー保護改修を実施済みの場合、併設されるショートステイ用居室のみ改修することも可能。

### （最大補助単価）

1 定員あたり  
80万円  
~~73.4万円~~

## 介護施設等における看取り環境整備推進（新規）

介護施設等における看取りに対応できる環境を整備する観点から、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費、ベッド等の設備について補助する。

### （補助対象施設等）

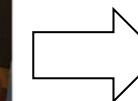
- 特別養護老人ホーム
  - 介護老人保健施設
  - 介護医療院
  - 養護老人ホーム
  - 軽費老人ホーム
  - 認知症高齢者グループホーム
  - 小規模多機能型居宅介護事業所
  - 看護小規模多機能型居宅介護事業所
  - 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- ※ いずれも定員規模は問わない。

### （最大補助単価）

1 施設あたり  
382万円  
~~350万円~~



### ＜改修前の例＞



### ＜改修後の例＞

### （補助要件等）

- 整備を行う個室は、看取り及び家族等の宿泊のために充分なスペースを確保すること（施設の状況に応じて、様々な改修が考えられるため、個室の床面積基準は設けない）。
- 整備した個室は、看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。 4

## 共生型サービス事業所の整備推進(新規)

平成29年度の介護保険法等の改正により新たに位置付けられた共生型サービス事業所の整備の推進を図り、障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、**介護保険事業所において、障害者や障害児を受け入れるために必要な改修・設備について補助する。**

### (補助対象事業所)

- (地域密着型) 通所介護事業所
- (介護予防) 短期入所生活介護事業所
- (介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所

### (最大補助単価)

1 事業所あたり  
113万円  
~~102.9万円~~

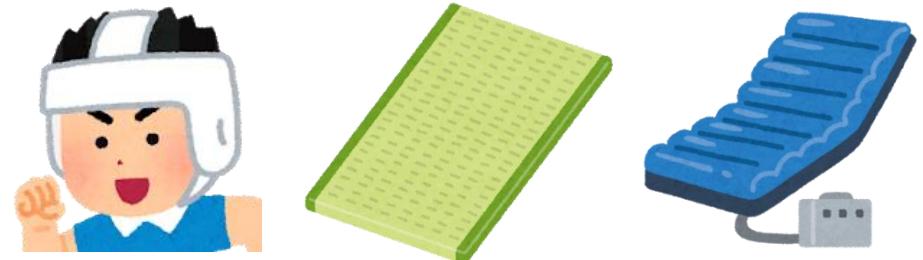
### <改修の例>

麻痺がある方に対応するため、階段手すりの設置、段差解消の通路改修、浴室・トイレ・水道改修（障害特性により蛇口が扱いづらい方のため、蛇口の形を変える）



### <設備購入の例>

頭部保護のためのヘッドギアや地べたで過ごすことが多い方に対応するための畳、エアマット等の購入。



### (補助要件等)

- 共生型サービスの指定を受けた事業所（本補助事業完了までに指定を受ける見込みの既存事業所及び新規整備する事業所を含む）。

# 介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援 (地域医療介護総合確保基金)

令和3年度予算：公費618億円の内数（国費412億円の内数）

- 介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、①多床室の個室化に要する改修費、②簡易陰圧装置の設置に要する費用、③感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用を支援する。

## ① 多床室の個室化に要する改修費

### ■事業内容

事業継続が必要な介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化<sup>(\*)</sup>に要する改修費について補助

\*可動の壁は可

\*天井と壁の間に隙間が生じることは不可

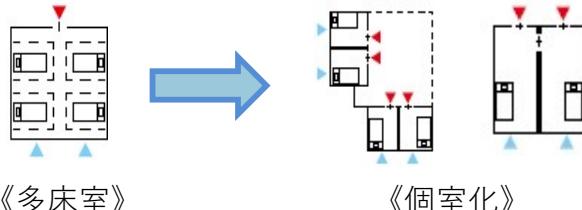
### ■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

### ■補助上限額 107万円

1定員あたり97.8万円

\* 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で実施していた事業を移管



## ② 簡易陰圧装置の設置に要する費用

### ■事業内容

介護施設等において、感染が疑われる者が発生した場合に、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等に必要な費用について補助

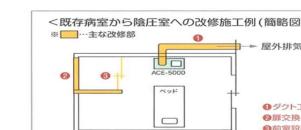
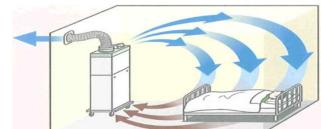
### ■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

### ■補助上限額 471万円

1施設あたり：~~432万円~~ × 都道府県が認めた台数（定員が上限）

\* 令和2年度第1次補正予算から実施



6

## ③ 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用

### ■事業内容

新型コロナウイルス感染症対策として、感染発生時対応及び感染拡大防止の観点からゾーニング環境等の整備に要する費用について補助

### ■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

### ■補助上限額 109万円

- ① ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング：~~100万円~~/箇所  
② 従来型個室・多床室のゾーニング：~~600万円~~/箇所  
③ ~~個室~~ ~~トイレ~~ ~~洗面所~~ ~~シャワールーム~~ ~~家族会合室~~ ~~施設内から出入~~ ~~外部から出入~~ ~~アクリル板等~~ ~~654万円~~

## 次頁参照

\* 令和2年度第3次補正予算案から実施



\* 機動的に支援できるよう、新型コロナウイルス発生後、かつ、緊急的に着手せざるを得なかった事業に限り、内示日前のものも補助対象

拡充

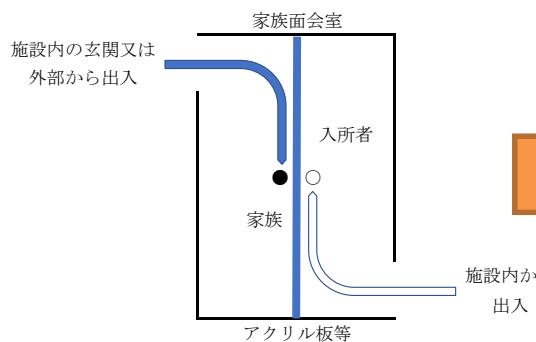
## 概要

- 介護施設等において、既に支援を行っている「2方向から出入りできる家族面会室の整備」に限らず、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を再開・推進するために必要な家族面会室の整備に対して支援を行う。  
⇒ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ、介護施設等における家族面会を実現し、「ウィズコロナ」下での社会活動再開を支援

## 事業内容

- 2方向から出入りできる家族面会室の整備

【補助単価】 350万円/施設



※ 令和2年度第3次補正予算から「感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備」の1つとして実施中

拡充

- 2方向から出入りできる家族面会室の設置の他、新型コロナウイルス感染症下における家族面会を可能とするための整備・改修について支援を実施

## (一例)

- ・ 「密」を避けるための家族面会室の複数設置や拡張（床面積の拡大）
- ・ 家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置
- ・ 家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室等の設置
- ・ 家族面会室がない場合の新規整備

【対象施設等】※変更なし

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護医療院、介護療養型医療施設
- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 認知症高齢者グループホーム
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 有料老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅
- 短期入所生活介護事業所、  
短期入所療養介護事業所
- 生活支援ハウス

【補助単価】※変更なし

350万円/施設

382万円

&lt;参考&gt;他の新型コロナウイルス感染症対策に関する介護施設等へのハード面での支援

- 多床室の個室化に要する改修費
- 居室における簡易陰圧装置の設置に要する費用
- 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に要する費用（ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング、従来型個室・多床室のゾーニング）
- 換気設備設置事業【地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で実施】

# 介護職員の宿舎施設整備（新規）

介護人材（外国人を含む）を確保するため、**介護施設等の事業者が介護職員（職種は問わず、幅広く対象）用の宿舎を整備することによって、介護職員が働きやすい環境を整備する。**

## （補助対象施設等）

- 特別養護老人ホーム
  - 介護老人保健施設
  - 介護医療院
  - ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
  - 認知症高齢者グループホーム
  - 小規模多機能型居宅介護事業所
  - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
  - 看護小規模多機能型居宅介護事業所
  - 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- ※ いずれも定員規模は問わない。

## （補助基準額）

- 宿舎の定員規模や設備、居室類型は問わない。
- ただし、補助対象となるのは、補助対象施設等（建築中を含む）の職員数分の定員規模までであって、1定員あたりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む）33m<sup>2</sup>以下とする。
- 土地の買収や整地費用、設備整備に係る経費は対象外。

## （整備方法）

- 新築のほか、既存建物を買収した整備（新築より効率的な場合に限る）、既存建物を改修した整備も対象。
- 土地所有者が補助対象施設等の運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合も対象。（オーナー型）

## （補助要件等）

- 宿舎の家賃設定は、近傍類似の家賃と比較して低廉なものとすること。
- 宿舎の設置場所は、施設等の敷地内又は近隣の設置に限定されない。
- 宿舎の入居者は、補助対象施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、宿舎の定員規模の2割以内において、職員の家族等や介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サ高住を含む）の職員の利用も可能。
- 令和5年度までの実施。

## （補助率）

1宿舎あたり  
1／3

